

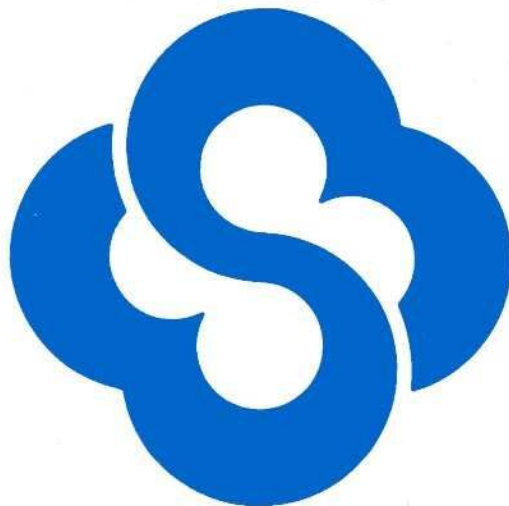
令和 7 年度

昭和区役所庁舎内における

壁面広告掲出事業

(入札後資格確認型一般競争入札方式)

入 札 案 内 書



入札日：令和 7 年 12 月 1 日

場 所：昭和区役所 6 階第 3 会議室

名 古 屋 市

入札の前に必ずこの案内書をお読みください。

目 次

◇あらし	P 1
◇入札説明書	P 2
第 1 設置場所等	P 2
第 2 参加者の資格	P 3
第 3 広告の設置条件	P 5
第 4 入札・開札	P 7
第 5 競争入札参加資格確認申請等	P 9
第 6 落札者の決定等	P10
第 7 契約保証金	P10
第 8 契約の締結	P10
第 9 広告掲出料の納付	P11
第 10 問合せ先	P11
◇各種様式	P12
◇昭和区役所庁舎内における壁面広告掲出事業仕様書	P20
◇昭和区役所庁舎内における壁面広告掲出事業契約書（案）	P31
◇昭和区役所庁舎内における壁面広告掲出事業行政財産使用許可条件	P41
◇名古屋市広告掲載要綱	P43
◇名古屋市広告掲載基準	P45
◇昭和区広告掲載要綱	P47

あ ら ま し

当事業は、昭和区役所庁舎内の壁面及び柱面（以下、「壁面等」という。）に民間企業等の広告（以下、「壁面広告」という。）を掲出していただくものです。入札後資格確認型一般競争入札方式により、広告料について最も高い価格で入札された方に壁面等の使用を許可し、広告を掲出していただきます。

参加を希望される方は、この案内書をよくお読みになり、諸規制や現地を必ず確認されたうえで、ご参加ください。

広告設置までの流れ

入札案内書（この案内書）の配布

令和7年11月14日（金）以降市公式ウェブサイトからダウンロードし、
内容をよくご確認ください。



入札の実施

令和7年12月1日（月）午後2時 昭和区役所 6階第3会議室



落札候補者の決定



競争入札参加資格確認申請書及び昭和区広告掲載申込書の提出

令和7年12月3日（水）まで



落札決定の通知及び広告掲載のお知らせ

令和8年1月上旬頃



契約の締結

令和8年2月上旬頃まで



行政財産使用許可申請書の提出

広告の審査・承認

令和8年3月中旬までに完了



設置・広告掲出

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
（最大令和13年3月31日まで更新可能）

入 札 説 明 書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの説明書によるとともに、必ず現地を確認したうえで、ご参加ください。

なお、提出された書類等に記載された情報は、本件事務のみに使用します。

第 1 設 置 場 所 等

- 1 壁面広告を掲出する施設の名称及び所在地
名古屋市昭和区役所（名古屋市昭和区阿由知通 3 丁目 19 番地）
- 2 壁面広告を掲出する場所及び内容
壁面広告を掲出する場所及び内容については、昭和区役所庁舎内における壁面広告掲出事業仕様書のとおりですが、実際に設置する場所については協議するものとします。
- 3 現在設置中の壁面広告との切替設置となります。
- 4 現地説明会は行いません。入札参加希望者は事前にご自身で現地確認を行ってください。
- 5 詳細は昭和区役所庁舎内における壁面広告掲出事業仕様書をご参照ください。
- 6 （参考）現在、昭和区役所で運用中の広告媒体は以下のとおりです。

種 類	設置場所	契約満了予定日
マップ 広告	昭和区役所1階正面玄関：1か所（モニター 広告含む） 昭和区役所地下2階地下鉄出入口：1か所	令和12年3月31日
モニター 広告	昭和区役所1階正面玄関：1か所 昭和区役所市民課前：2か所	令和9年3月31日
壁面広告	昭和区役所1階：11か所 昭和区役所2階： 1か所	令和8年3月31日

第 2 参加者の資格

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- 3 令和7年度及び令和8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本件に係る入札の開札日までに申請区分「業務委託」のうち申請業種「宣伝・広告の企画」の認定を受けている者であること。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、3に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- 5 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、3に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- 6 中小企業協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとする者でないこと。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者については、特別の理由があり適当と認める場合に限り、本公告に係る入札に参加することができる。
- 7 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- 8 本公告の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財管第253号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
※なお、落札候補者の方（個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員）について、愛知県警察本部へ氏名、生年月日、性別、住所及び役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。また、契約締結後、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、原則として契約を解除します。
- 9 名古屋市広告掲載基準第2に該当する業種又は事業者でないこと。
- 10 広告掲出に係る業務について、本公告の日から過去5年以内に官公庁への履行実績があると認められる者であること。
- 11 名古屋市内に本店・支店・営業所等のいずれかを有する者であること。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(抄)」

(平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害(不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第 3 広告の設置条件

1 壁面広告の設置期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（設置準備に要する期間を含む。）

※公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを前提に、4 年を限度（最大令和 13 年 3 月 31 日まで）に、1 年を単位として設置期間を延長（契約を更新）することができます。ただし、行政財産使用許可の更新がなされないときは、使用許可期間の満了の日をもってこの契約は効力を失うものとします。

※設置期間の延長を希望される場合は、延長しようとする年度の前年度の 11 月末日までに、名古屋市昭和区役所企画経理課へ行政財産使用許可の更新申請をしてください。

2 広告料及び行政財産使用料（以下「広告掲出料」という。）

壁面広告の設置期間中は、広告掲出の有無にかかわらず、設置期間に応じた広告掲出料を納付してください（契約を更新した場合も同様。）。

※広告掲出料のうち、広告料については、入札により決定した金額に消費税額を加算した金額になります。

※広告掲出料のうち、行政財産使用料については、設置場所について、広告料とは別に広告掲出面の表示面積に応じて算出した金額を納付していただきます。なお、行政財産使用料は、入札の対象ではありません。

※掲載する広告がなく、広告枠に空欄が生じたとしても、広告掲出料の返還・変更はしません。

<行政財産使用許可の申請及び審査・承認について>

広告の設置にあたり、契約とは別に、行政財産の使用許可申請をしていただきます。名古屋市で審査を行い、行政財産の使用許可がなされて初めて広告の設置が可能となります。許可にあたっては 41～42 頁に示します使用許可条件を付しますのでご確認ください。

<行政財産使用料の算定>

行政財産使用料は、月額 900 円/㎡です。掲出期間に 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月として計算し、表示面積を使用料（月額 900 円/㎡）に乗じて得た額が 100 円に満たない場合にあっては 100 円とします。なお、1 円未満の端数が生じた場合は、切り上げます。

3 壁面広告の仕様

昭和区役所庁舎内における壁面広告掲出事業仕様書のとおりです。

4 事業計画書の提出

契約締結後速やかに、広告掲出場所、仕様、管理体制（メンテナンス及び緊急時の対応を含む。）、作業スケジュール及び施工方法等を記載した事業計画書

（任意の様式）を作成し、提出してください。ただし、名古屋市が事業計画書を提出する必要がないと判断した場合は、提出を省略できます。

5 広告主及び広告内容

昭和区役所のイメージを高めるよう、洗練された品位のあるデザインとしてください。具体的な掲載基準については、昭和区広告掲載要綱を参照してください。なお、広告主及び広告内容については、名古屋市（昭和区広告審査会）の承認が必要となりますので、実際に広告を掲出しようとする日（広告内容を変更する（広告を付け替える）場合を含む。）の14日前までに掲出広告の原案を提出してください。

6 利用上の制限

掲出期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) この案内書、仕様書及び契約書の内容を遵守し、広告掲出料を期限までに確実に納付すること。
- (2) 広告を掲出する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 行政財産使用許可の許可条件を遵守すること。
- (4) 広告設備及び必要な資材等の搬入・搬出時間及び経路については、名古屋市の指示に従うこと。なお、広告の具体的な構成については、落札決定後、事前に名古屋市と協議を行うこと。

7 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- (2) 設備を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで、安全に設置すること。また設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (3) 設備の破損、問合せ並びに苦情については、掲出事業者の責任において対応すること。
- (4) 昭和区役所が公共上の理由により移設を求めたときは、求めに応じて移設すること。

8 原状回復

掲出事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、掲出事業者は、投じた有益費や費用等があっても一切名古屋市に請求することはできません。

9 必要経費

設備や広告の制作、設置、維持管理及び撤去等に要する費用は全て掲出事業者の負担とします。

第4 入札・開札

1 入札日時等

入札会場	名古屋市昭和区役所6階 第3会議室
入札日時	令和7年12月1日（月）午後2時
必要書類等	(1) 入札書（様式1） 入札書には、入札者（代表者又は代表者から委任を受けた支店・営業所等の長など、入札の権限を有する者。以下同じ。）の記名・押印をして持参してください。 (2) 委任状（様式2） 入札書記載の入札者が、代表者と異なる場合（支店・営業所の長など）は、委任状の提出が必要となります。 (3) 印鑑（代理人が入札する場合は代理人の印鑑） 印鑑を押印した入札書を持参される場合は不要ですが、入札書に記入誤りがあった場合の訂正には訂正印が必要です。

※注意事項

- (1) 当日は駐車場に限りがあるため、できるだけ公共交通機関でお越しください。
- (2) 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、入札時限を過ぎますと、いかなる理由があっても入札はできません。
- (3) 入札者以外の方は、入場できません。
- (4) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。

【代理人について】

入札書を入札参加者本人名義で作成できない場合（入札参加者本人の押印ができない場合）に、入札参加者本人の押印と代理人の押印をした委任状があれば、代理人により入札することが可能です。この場合は、入札書に入札参加者本人の押印は不要となります。（代理人の押印は必要）

（注）以下のような場合は、代理人をたてる必要はありません。

- ・入札参加者本人に代わって、入札参加者本人の印鑑を用いて入札する場合
- ・入札参加者が法人で、その社員が代表者印を用いて入札する場合

2 入札金額

入札金額は、広告料の月額を税抜き（契約希望金額の110分の100に相当する金額）で表示してください。

入札金額には、行政財産使用料（月額900円/㎡）を含めないでください。

3 入札書

- (1) 入札は、所定の入札書（様式1）を使用し、必要事項を記入するとともに、記名・押印した上で、ご持参ください。
- (2) 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシル又は消せるボールペンは使用できません。

- (3) 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、数字の直前に「〒」または「金」を記入し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (6) 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- ア 入札参加資格のない者のした入札
 - イ 記名押印のない入札
 - ウ 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - エ 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - オ 最低価格（月額）に達しない金額を記載した入札
 - カ 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札（代理人によるものも含む。）
 - キ 委任状を提出していない代理人のした入札
 - ク 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - ケ 記入事項を判読できない入札
 - コ 競争入札参加資格確認申請書又は追加提出資料（以下「申請書等」という。）に虚偽の記載をした者のした入札
 - サ 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、提出期限内にこれを提出しない場合又は落札候補者が競争入札参加資格の確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない場合のその者のした入札
 - シ 入札談合に関する情報があつた場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず、誓約書の提出をしない者のした入札
 - ス 明らかに談合によると認められる入札
 - セ 入札説明書に定める入札方法によらない入札
 - ソ 入札説明書に定める期限までに完了しなかった入札
 - タ その他入札の条件に違反した入札
- (7) 入札保証金は、免除とします。

4 開札

- (1) 開札は、入札会場において入札の終了後、直ちに入札者の面前で行います。入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない職員が立ち会います。
- (2) 開札の結果、入札者のうち最低価格以上で最も高い価格の入札をした方を落札候補者とし、入札会場内で落札候補者から順に入札者全員の価格を発表します。
- (3) 最も高い価格の入札者が複数あるときは、直ちにくじを引いていただき落札候補者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札候補者を決定したときは、落札候補者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。
- (4) 開札の結果、最低価格（月額）以上の入札がないときは、再度入札を行います。再度入札は2回（初度入札を含め3回）を限度として行います。

第5 競争入札参加資格確認申請等

- 1 落札候補者は、資格審査を受けていただく必要があります。下記の提出期限までに、郵送又は持参により資格審査に必要な書類を提出してください。
- 2 資格審査にあたっては、個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員について愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。
- 3 落札候補者に参加資格がなかった場合は、次順位の方が落札候補者となり、資格審査を受けていただく必要があります。その場合、本市から次順位の方にその旨の連絡がありますので、郵送又は持参により資格審査に必要な書類を提出してください。

提出期限	令和7年12月3日(水) 午後5時30分まで ※郵送の場合は上記期限までに提出先に到達したものに限りです。 ※持参の場合、受付時間は午前8時45分から午後5時30分までです。
提出先	名古屋市昭和区役所企画経理課 〒466-8585 名古屋市昭和区阿由知通3丁目19番地 ※郵送の場合は封筒(表)に「競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きしてください。
必要書類等	(1) 競争入札参加資格確認申請書 1通(様式3) (2) 事務担当者票 1通(様式4) (3) <個人の場合> 住民票の写し(個人番号の記載のないもの) 1通 <法人の場合> 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通 ※どちらも発行後3か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。 (4) <法人のみ> 法人役員等に関する調書 1通(様式5) (5) 履行実績調書 1通(様式6) (6) 本店、支店、営業所等の所在地証明書 1通(様式7) ※令和7年度及び令和8年度名古屋市競争入札参加資格審査において名古屋市内の本店、支店又は営業所等で登録している場合は不要。 (7) 昭和区広告掲載申込書 1通(様式8) (8) 返信用封筒(角形2号) 1通 ※表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼ったもの。

注意事項

- (1) 競争入札参加資格の確認のため必要と認める場合は、提出書類の補正や追加資料の提出等の指示をすることがあります。
- (2) 受付終了後は、(1)に基づく指示による場合を除き、提出書類の差替え又は再提出は認めません。
- (3) 提出書類は一切お返しできませんのでご了承ください。
- (4) 申請書等の作成及び提出にかかる費用は、落札候補者の負担とします。

第6 落札者の決定等

- 1 必要書類等の提出を受けた後、速やかに競争入札参加資格の確認及び広告掲載の可否の審査を行い、落札候補者について資格があると認められた場合は、その者を落札者及び広告主として決定し、落札決定の通知及び広告掲載のお知らせをします。
- 2 入札結果については、落札候補者の競争入札参加資格の確認後、入札者数、落札者名、落札金額並びに各入札者の名称及び金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。
- 3 落札候補者に参加資格がないと認められた場合は、その者に対しその旨を通知します。
- 4 3の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）に、入札参加無資格理由について、書面（様式自由）により説明を求めることができます。
- 5 4の書面の提出先は「第5 競争入札参加資格確認申請等」の提出先です。
- 6 4に対する回答は、原則として、その説明を求めることが出来る期間の末日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に書面により行います。

第7 契約保証金

- 1 契約締結日までに、契約保証金を名古屋市発行の納入通知書により納付していただきます。ただし、名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除することがあります。
- 2 契約保証金は、月額広告料の6ヶ月分とします。
- 3 契約保証金の納入が必要な場合は納入通知書をお送りしますので、契約締結日までに納入通知書裏面に記載の納入場所で納めてください。
- 4 契約保証金は、契約期間満了後に原状回復を確認の上、還付します。ただし、名古屋市に対する未払いの債務がある場合は、還付する契約保証金額と相殺する場合があります。また、契約保証金に利子は付けません。

第8 契約の締結

- 1 落札決定後、競争入札参加資格確認通知書、契約書等の契約関係書類を郵送します。
- 2 落札者は、1の通知を受けた日から速やかに契約を締結しなければなりません。本件契約は、電子契約又は紙による契約を選択できます。
- 3 契約は、落札者名義で行います。紙による契約の場合、契約書に使用する印鑑は、入札書に使用した印鑑と同一の印鑑としてください。
- 4 契約書の内容等につきましては、昭和区役所庁舎内における壁面広告掲出事業契約書（案）を参照してください。

第9 広告掲出料の納付

広告掲出料は、本市が指定する期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付してください。詳細は、昭和区役所庁舎内における壁面広告掲出事業契約書（案）を参照してください。

第10 問合せ先

本案内書の内容に質問がある場合は、以下の方法により提出してください。

- 1 令和7年11月20日(木)午後5時15分までに提出してください。
- 2 下記のあて先へファックス又は電子メールで質問書を送付してください。
様式は自由ですが、送付の際には、件名に「昭和区役所庁舎内における壁面
広告掲出事業に係る質問書」と記入してください。
名古屋市昭和区役所企画経理課
電話番号：052-735-3872
ファックス番号：052-733-5534
メールアドレス：a7353872@showa.city.nagoya.lg.jp
- 3 回答は令和7年11月27日（木）までに質問者に対して個別に行うほか、全
ての質問への回答をまとめた回答書を名古屋市公式ウェブサイト上に公開しま
す。
- 4 回答には、あわせて仕様の補足等が示されることもありますので、入札書
の提出前に必ず確認してください。

入 札 書

令和7年12月1日

(あて先) 名古屋市長

(入札者) 所在地

商号又は名称

役職名

氏 名

印

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

件 名	金 額						
	百万	拾万	万	千	百	拾	円
昭和区役所庁舎内における 壁面広告掲出事業							

ただし、広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシル又は消せるボールペンは使用できません。
- 3 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 4 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。

委 任 状

私（甲）は、都合により乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

昭和区役所庁舎内における壁面広告掲出事業に関する以下の権限

- 1 入札後資格確認型一般競争入札に関する権限
- 2 契約締結に関する権限
- 3 保証金に関する権限
- 4 代金の納付に関する権限
- 5 復代理人選任に関する権限
- 6 その他入札及び契約に関する一切の権限

後日この委任状を解除する場合には、双方連絡のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約します。

令和 年 月 日

甲（委任者） 所 在 地
 商号又は名称
 代表者役職名
 代表者氏名

印

上記委任の件、承諾しました。

乙（代理人） 所 在 地
 商号又は名称
 役 職 名
 氏 名

印

（あて先）名古屋市長

競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 様

所 在 地

商号又は名称

(フリガナ)

代表者 役職・氏名

電 話 番 号 () -

令和 7 年 11 月 14 日付けで公告のありました昭和区役所庁舎内における壁面
広告掲出事業にかかる競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を
添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと
を始め本件に係る入札公告に定める競争入札参加資格を満たしていること並び
に添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

- 1 <個人の場合> 住民票の写し（個人番号の記載のないもの） 1通
<法人の場合> 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通
※どちらも発行後 3 か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。
- 2 <法人のみ> 法人役員等に関する調書 1 通
- 3 履行実績調書 1 通
- 4 本店、支店、営業所等の所在地証明書 1 通
※令和 7 年度及び令和 8 年度名古屋市競争入札参加資格審査において名古屋
市内の本店、支店又は営業所等で登録している場合は不要。
- 5 返信用封筒（角形 2 号） 1 通
※表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留料金分を加え
た料金の切手を貼ったもの。

事務担当者票

事務担当者 連絡先	所在地 商号又は名称	
	部署	
	担当者氏名	
	電話番号	
納入通知書 送付先 (広告掲出料)	所在地 商号又は名称	
	部署	
	あて名	
	電話番号	
その他 参考事項		

法人役員等に関する調書

商号又は名称				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日 T・S・H・R ・ ・	性別	住所
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

履 行 実 績 調 書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(落札候補者) 所在地
 商号又は名称
 役職名
 氏 名

令和7年11月14日付けで公告のありました昭和区役所庁舎内における壁面広告掲出事業にかかる競争入札参加資格のうち、広告掲出に係る業務に関する履行実績につきまして、下記のとおり履行実績を有しておりますので届け出ます。

あわせて、下記事項を証明できる書類（行政財産使用許可書、広告掲出事業契約書等の写し）を添付します。

記

業務内容	
履行期間	
履行場所	
契約期間	
掲出面積	
概 要	

(作成上の注意)

複数の実績を記載する場合など内容を所定欄に記載しきれない場合には、概要欄に「別紙のとおり」と記入し、本様式の各項目について別紙に記載し添付してください。

本店、支店、営業所等の所在地証明書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市 長

(落札候補者) 所在地
商号又は名称
役職名
氏名

令和7年11月14日付けで公告のありました昭和区役所庁舎内における壁面
広告掲出事業に係る競争入札参加資格のうち名古屋市内に本店・支店・営業所
等のいずれかを有する者であることにつきまして、下記のとおりであることを
証明します。

記

本店・支店・ 営業所等の別	
名 称	
所 在 地	
連 絡 先	

昭和区広告掲載申込書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(申込者) 所在地
商号又は名称
役職名
氏名

昭和区役所庁舎内に広告を掲出したいので、下記のとおり申込みます。申込みにあたっては、「昭和区広告掲載要綱」及び「入札案内書（令和7年度昭和区役所庁舎内における壁面広告掲出事業）」の規定を遵守します。

記

1 広告の内容

(1) 広告媒体 公有財産（昭和区役所庁舎内の壁面及び柱面）

(2) 広告の内容 別添のとおり

2 広告料（月額・税抜）

昭和区役所庁舎内における壁面広告掲出事業仕様書

(設置場所)

第 1 条 設置可能な場所は下記のとおりとし、実際に設置する箇所については協議するものとする。

設置可能場所			面数
1 階	A	北側エレベーター壁面	1 面
	B	南側エレベーター室前 市民課待合スペース壁面	1 面
	C	市民課待合スペース柱面西側	1 面
	D	市民課待合スペース柱面東側	1 面
	E	市民課待合スペース北側壁面	1 面
	F	玄関前市民課・保険年金課待合スペース柱面	1 面
	G, H	保険年金課横壁面	各 1 面
	I	トイレ横、福祉課前壁面	1 面
	J, K	トイレ向かい側壁面	各 1 面
	L	福祉課・税務窓口前壁面	1 面
2 階	M	授乳室横壁面	1 面
4 階	N	北側エレベーター壁面（保健センター健診フロア）	1 面

※後述する位置図や写真を参照し、必ず現地を確認すること。

(設置及び撤去の条件)

第 2 条 広告フレーム等の設備（以下、「広告掲出設備」という。）により設置し、広告面は透明アクリル板等で保護するものとする。

- 掲出する広告のサイズは広告掲出設備を含めて横 800mm×縦 1,200mm×奥行 30mm 以内とする。
- 掲出する広告や広告掲出設備の材質については、壁面や柱面（以下「壁面等」という。）の掲出箇所に応じて掲げることのできるものとする。
- 広告掲出設備は留め代が目立たない仕様にするなど、昭和区役所庁舎の美観に配慮したものとする。
- 広告掲出設備は角等が鋭利にならないよう加工が施されたものとし、設置に際しては壁面等に確実に固定し、落下防止等の安全措置を講ずるとともに、来庁者の通行や名古屋市（以下「本市」という。）の業務に支障のないよう配慮するものとする。
- 広告掲出設備の設置や撤去等に要する費用は、設置事業者の負担とする。また、その際のメンテナンス、破損や事故時の対応など、一切の保守管理に関し

ては、設置事業者の責任において処理するものとする。

- 7 設置事業者は、契約期間の終了後は本市と協議のうえ、本市の指示する方法により広告掲出設備を設置事業者の負担で撤去し原状回復した後、本市の検査確認を受けること。
- 8 上記 1～7 に定めるもののほか、設置及び撤去の条件について、本市の指示に従うものとする。

（維持管理責任）

第 3 条 広告掲出設備にかかる維持管理について、本市は一切行わず、設置事業者の責任と負担において行うものとする。

- 2 設置事業者は、広告掲出設備の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- 3 設置事業者は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- 4 広告掲出設備の設置によって、本市又は第三者に損害を与えた場合は、天災等設置事業者の責に帰さない場合も含め、設置事業者の責任と負担において、速やかに必要となる補償等の措置を行うものとする。
- 5 本市は、本市の責によることが明らかな場合を除き、当該広告掲出設備に係る盗難事故や破損事故等に関して一切の責任を負わないこととする。また、設置事業者は広告掲出設備が毀損、汚損又は紛失したときは設置事業者の責任と負担において速やかに復旧すること。
- 6 本市は広告掲出設備の毀損等を発見した場合、速やかに設置事業者に通報するものとする。

（設置事業者の広告に関する責務）

第 4 条 設置事業者は広告主の募集（設置事業者が自ら広告主になる場合を除く。）を行うものとし、広告の破損並びに広告に関する問合せ及び苦情に対応するものとする。

（広告に関する条件）

第 5 条 広告は、掲示物に限るものとし、別に定める昭和区広告掲載要綱に規定する昭和区広告審査会において適正と審査されたものに限り掲出することができる。

- 2 設置事業者の都合により広告の修正・変更をする場合は、広告掲出を開始する 2 週間前までに広告案を昭和区役所へ提出し、昭和区広告審査会の審査を

受けたのち修正・変更すること。

- 3 広告がなく、広告枠に空きが生じる場合、設置事業者は本市と協議して、必要な措置を講じること。なお、広告枠に空きが生じたとしても、広告料及び使用料の減額は行わないものとする。

（広告掲出に係る行政財産の使用許可）

第 6 条 設置事業者は、広告掲出について行政財産の使用許可を受け、入札の際に提示する広告料とは別に、広告掲出面の表示面積に応じて算出した使用料を納付するものとする。

- 2 使用期間に 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月として計算する。また、広告掲出面の表示面積に応じて算出した額が 100 円に満たない場合にあっては使用料を 100 円とする。なお、1 円未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

（事業計画書の提出）

第 7 条 設置事業者は、契約締結後速やかに、広告掲出設備の設置場所、規格、管理体制（メンテナンスおよび緊急時の対応を含む。）、作業スケジュール及び施工方法等を記載した事業計画書（様式は設置事業者の任意による。）を作成し、本市に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本市が必要でないと認めたときは、設置事業者は事業計画書の提出を省略することができる。

（補則）

第 8 条 設置事業者は、本仕様書に定めるもののほか、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、昭和区広告掲載要綱及び行政財産使用許可条件、その他関係法令を遵守するものとし、この仕様書に定めのない事項その他疑義を生じた事項については、その都度本市と設置事業者とが協議して定める。

- 2 本仕様書に関しては、別添の妨害又は不当要求に対する届出義務及び情報取扱注意項目の適用があるものとする。

※図面及び写真は参考とし、現況を優先する。

福祉課

風除室

警備員室

業務員室

WC男

WC女

身男

身女

ds

保険年金課

市民課

案内

書庫3

eps-b

2F↗

ps

B1↗

elv

I

G

H

K

J

L

地下鉄階段

←B1↗

eps-a

2F↗

B1↗

elv

A

玄関

F

D

C

B

E

待合スペース

情報コーナー

税務窓口

排気

植栽

ポーチ

植栽

植栽

(ディスプレイ広告・マップ広告)

民生子ども課

会議室

授乳室

銀行

就労支援コーナー

書庫

wc女

wc男

ps

eps-b

3F

1F

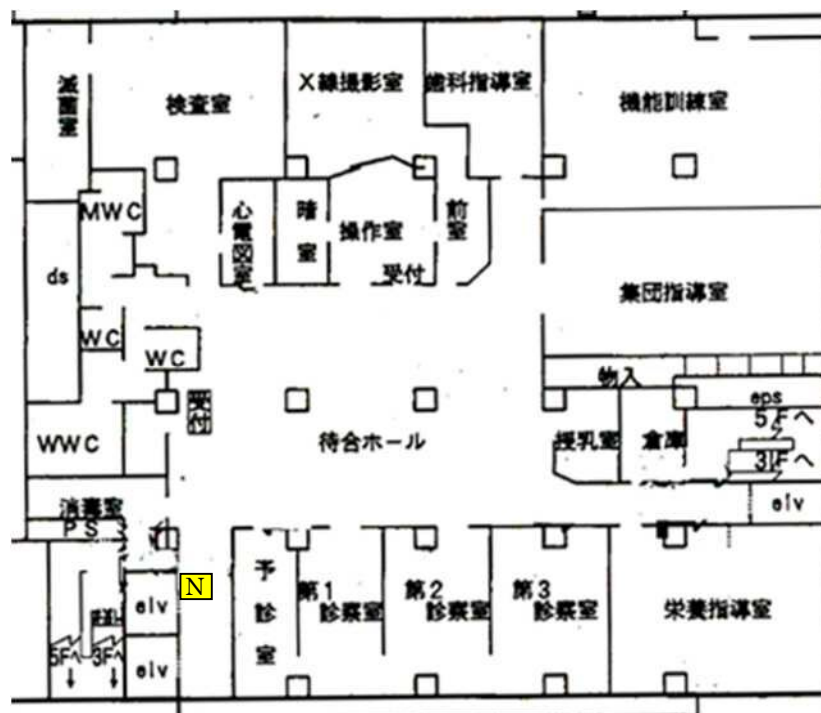
elv

吹抜

入口

正面入口

・設置場所位置図（4階）



・写真
<1 階>



掲出位置 A
北側エレベーター壁面



掲出位置 B
南側エレベーター室前
市民課待合スペース壁面



掲出位置 C
市民課待合スペース柱面西側



掲出位置 D
市民課待合スペース柱面東側



掲出位置 E
市民課待合スペース北側壁面



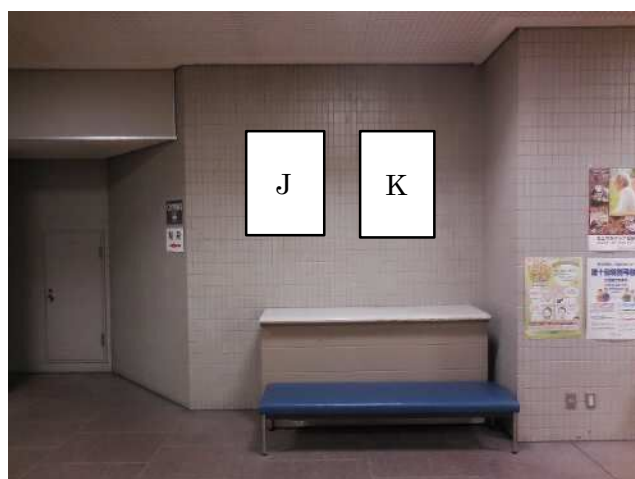
掲出位置 F
玄関前市民課・保険年金課
待合スペース柱面



掲出位置 G, H
保険年金課横壁面



掲出位置 I
トイレ横、福祉課前壁面



掲出位置 J, K
トイレ向かい側壁面



掲出位置 L
福祉課・税務窓口前壁面

< 2 階 >



掲出位置 M
授乳室横壁面

< 4 階 >



掲出位置 N
北側エレベーター壁面
(保健センター健診フロア)

妨害又は不当要求に対する届出義務

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としてない措置を講じることがある。

情報取扱注意項目

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（関係法令等の遵守）

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成 16 年名古屋市条例第 41 号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4 年名古屋市条例第 56 号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

（適正管理）

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の適正取得）

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（第三者への提供及び目的外使用の禁止）

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

（再委託の禁止又は制限等）

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第 8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

(報告等)

第 10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第 11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

昭和区役所庁舎内における壁面広告掲出事業契約書（案）

名古屋市と_____（以下「設置事業者」という。）
とは、次のとおり昭和区役所庁舎内における壁面広告掲出事業について
契約を締結する。

（総則）

- 第1条 名古屋市は昭和区役所庁舎壁面を広告掲出場所として設置事業者
に提供し、設置事業者はこれに対して名古屋市に広告料及び行政財産
使用料（以下「使用料」という。）を支払うものとする。
- 2 名古屋市及び設置事業者は、この契約書及び仕様書に従い、日本国
の法令、名古屋市の条例及び規則を遵守し、信義を重んじ、誠実に本
契約を履行しなければならない。

（設置場所及び仕様）

- 第2条 広告の設置場所及び仕様については、別添仕様書によるもの
とする。
- 2 設置事業者は、この契約書及び使用書のほか、名古屋市広告掲載要
綱、名古屋市広告掲載基準及び昭和区広告掲載要綱（以下「名古屋市
広告掲載要綱等」という。）に定めるところに従い、本契約による広告
掲出設備の設置を行わなければならない。

（契約期間及び更新）

- 第3条 本契約の期間は契約締結の日から令和8年3月31日までとする。
- 2 設置事業者は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和9
年4月1日から4年を限度（最長令和13年3月31日まで）に、1年を単位
として契約の更新を申請できるものとする。
- 3 前項の申請については、契約を更新しようとする年度の前年度の11
月末日までに文書により行うものとする。

（広告料）

- 第4条 設置事業者は、本契約に係る広告料として月額_____円
（うち取引に係る消費税及び地方税_____円）を名古屋市に支払う
ものとする。ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税にかかる税
率に変更された場合、広告料は、変更前の広告料（税抜き）に変更後
の税率により算出された消費税及び地方消費税を加えた額に変更さ
れたものとみなす。

(広告料の納入)

第5条 設置事業者は、第4条に定める広告料を、名古屋市が発行する納入通知書により指定された期日までに納付しなければならない。支払期日は次のとおりとする。

年 度	期 間	支払期日
令和8年度	令和8年4月～令和9年3月分	令和8年4月末日

(第3条の定めにより契約更新された場合の支払期日)

年 度	期 間	支払期日
令和9年度	令和9年4月～令和10年3月分	令和9年4月末日
令和10年度	令和10年4月～令和11年3月分	令和10年4月末日
令和11年度	令和11年4月～令和12年3月分	令和11年4月末日
令和12年度	令和12年4月～令和13年3月分	令和12年4月末日

- 2 前項に定める支払期日について、支払設置事業者から申し出があり、名古屋市が許可した場合には、支払い時期を年1回払いから複数回払い(ただし12回払いまで)に変更することができる。詳細については両者協議のうえ別途定めるものとする。
- 3 設置事業者は、指定された支払期日までに広告料を支払わないときは、支払期日の翌日から支払った日までの期間について、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号。以下「契約規則」という。)第33条第1項に定める割合により算定した延滞金を名古屋市に支払わなければならない。
- 4 設置事業者が広告掲出を行わない場合であっても、当該期間中の広告料は返還しない。
- 5 設置事業者が広告料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が広告料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(契約保証金)

第6条 設置事業者は、契約保証金として金_____円(広告料月額6か月分)を、名古屋市が発行する納入通知書により、契約締結日までに納付しなければならない。ただし、名古屋市契約規則第31条の規定により、契約保証金を免除することがある。

- 2 前項に定める契約保証金については、第17条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。
- 4 設置事業者に未払いの広告料、損害賠償その他本契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、名古屋市は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、名古屋市は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を設置事業者に書面で通知するもの

とし、設置事業者は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を名古屋市に納付しなければならない。

- 5 前項の定めにかかわらず、設置事業者は、契約保証金をもって本契約から発生する設置事業者の名古屋市に対する債務の弁済に充当することを名古屋市に請求できない。
- 6 名古屋市は、この契約の終了に伴う設置事業者の原状回復完了時において、設置事業者に未払いの広告料、損害賠償その他この契約に附帯して発生した設置事業者の名古屋市に対する債務の未払いがあるときは、原状回復完了時において納付されている契約保証金から設置事業者の名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を設置事業者に還付する。
- 7 設置事業者は、名古屋市に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

(使用の許可、期間及び使用料)

- 第7条 設置事業者は、広告物の掲出に際しては、別途、名古屋市昭和区長から名古屋市公有財産規則（平成16年名古屋市規則第49号）に基づく使用許可（以下「使用許可」という。）をその掲出期間について受け、使用許可にあたり付された許可条件を遵守することとする。
- 2 使用許可の期間は当初は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、令和8年2月末日までに使用許可の申請を文書により行うものとする。
 - 3 第3条の定めにより契約更新を申請する場合は、更新しようとする年度の前年度の11月末日までに文書により、その更新期間について使用許可の申請も併せて行うものとする。
 - 4 設置事業者は、名古屋市の発行する納入通知書により、指定された期日までに所定の使用料を納入するものとする。
 - 5 設置事業者は、広告が掲出されない期間が生じたとしてもその期間の使用料を負担しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

- 第8条 設置事業者は、この契約に生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、名古屋市の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約の履行の一時中止)

- 第9条 暴風、豪雨、高潮、地震、火災その他の自然的若しくは人為的な事象であって設置事業者の責めに帰することができないものによ

り、設置事業者が契約を履行できないと認められるときは、名古屋市は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに設置事業者へ通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 名古屋市は、前項の規定により 1月を超える期間において契約の履行の全部又は一部を一時中止した場合は、昭和区広告掲載要綱の規定により、納付済みの広告料の一部を返還するものとする。ただし、返還する広告料には利子は付さないものとする。

(広告物の製作及び掲出)

第10条 設置事業者は、広告物を掲出する広告主の選定及び広告内容について、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、昭和区広告掲載要綱及び入札説明書を遵守するとともに、事前に名古屋市の審査を受けその承認を得たものでなければ掲出することができない。

- 2 設置事業者は、前項に定める審査を受けるため、掲出する広告物のデータ等必要な資料を指定された日までに名古屋市へ提出するものとする。
- 3 設置事業者は、第1項に定める審査において名古屋市から広告内容等について修正の指示を受けたときは、これに従わなければならない。
- 4 名古屋市及び設置事業者は、広告主及び広告内容について、昭和区役所の公共性、美観及び昭和区役所利用者への影響に配慮しなければならない。
- 5 広告物の製作（広告主の募集・選定を含む。）及び広告物の掲出等にかかる費用は、設置事業者が負担する。

(広告内容等の修正・変更)

第11条 名古屋市は、広告内容が昭和区役所に掲出する広告としてふさわしくないと合理的な理由により判断したときはいつでも、設置事業者に対して広告内容の修正等を求めることができ、設置事業者はこれに従わなくてはならない。

- 2 前項の修正等にかかる費用は、設置事業者が負担する。
- 3 設置事業者は、自己の都合により広告内容を変更するときは、事前に名古屋市の審査を受け、その承認を得るものとする。この場合、前条の規定を準用する。この場合において「掲出」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

(広告内容についての責任)

第12条 設置事業者は、広告内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 広告内容に関する一切の責任は設置事業者が負うものとし、名古屋市は一切の責任及び負担を負わないものとする。

- (2) 広告内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容に関する財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、設置事業者は保証するものとする。
- (3) 名古屋市に対して第三者から広告活動に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、設置事業者の責任及び負担において解決するものとし、名古屋市は責任及び負担を負わないものとする。

(広告物の一時撤去または一時削除)

第13条 名古屋市は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、設置事業者に広告物の一時撤去または一時削除を指示することができ、設置事業者はこの指示に従わなくてはならない。

- (1) 設置事業者が使用許可の許可条件、この契約書に定める事項並びにその他法令等に違反したとき。
 - (2) 広告主又は広告内容が名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、昭和区広告掲載要綱及び入札説明書に違反したとき。
 - (3) 第11条第1項の規定による広告内容等の修正を設置事業者が行わないとき。
 - (4) 広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると名古屋市が判断したとき。
- 2 前項に定める一時撤去または一時削除の理由となった問題が解消されたと名古屋市が認めるときは、設置事業者は広告掲出を再開することができる。
- 3 第1項に定める一時撤去または一時削除並びに前項の再開にかかる費用は設置事業者が負担する。
- 4 第1項に定める指示があつたにも関わらず、一時撤去または一時削除に必要な相当期間内に設置事業者がこれを行わないときは、名古屋市は、設置事業者の承諾を得ることなく、広告物を自ら一時撤去または一時削除することができ、これに要した費用は設置事業者が負担するものとする。この場合において、名古屋市はこれによって生じた設置事業者の損害の賠償を行わない。
- 5 本条に基づき一時撤去または一時削除が行われた場合、当該期間中の広告料は違約金とみなし、設置事業者に返還しない。
- 6 前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

(名古屋市の解除権)

第14条 名古屋市は、設置事業者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により設置事業者に通告しこの契約を解除できる。

- (1) 設置事業者が使用許可を得られないとき又は取り消されたとき。
- (2) 設置事業者が本契約を履行しないとき。

- (3) 法令違反又は正当な理由なくこの契約に違反したとき、若しくは、名古屋市契約規則はじめ名古屋市が定める諸規定に違反したとき。
- (4) 設置事業者又はその代理人、使用人その他従業員等に重大な社会的信用失墜行為があるとき又は著しい不正若しくは不誠実な行為があったとき。
- (5) 設置事業者による破産手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、又は設置事業者に対する租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
- (6) 次条の規定によらないで、設置事業者がこの契約の解除を申し出たときで、名古屋市が契約の解除が相当であると認めるとき。
- 2 名古屋市は、前項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ずこの契約を解除する必要があるときは、設置事業者との協議によりこの契約を解除することができる。
- 3 本条の規定によりこの契約が解除された場合において、設置事業者の責に帰すべき事由がある場合は、名古屋市は納付済の広告料を違約金とし設置事業者に返還しない。
- 4 前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。
- 5 設置事業者は、第 1項の規定による契約の解除により損害が生ずることがあっても、その損害に関し名古屋市に賠償を請求することはできない。

(設置事業者の解除権)

- 第15条 設置事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面により名古屋市に通告し、翌月末日をもってこの契約を解除できる。
- (1) 名古屋市が正当な理由なくこの契約に違反したとき。
 - (2) この契約の履行に関し、名古屋市に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- 2 設置事業者は、設置事業者の都合により契約の解除を申し出る場合、解約を希望する 3ヶ月前に申し入れをするものとする。

(原状回復義務)

- 第16条 許可期間が満了し、又はこの契約が解除された場合には、設置事業者は自己の費用をもって広告掲出設備を撤去し、原状に回復しなければならない。ただし、名古屋市が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。
- 2 設置事業者は、前項の定めにより原状に回復した後、直ちに名古屋市の検査を受け、承認を受けなければならない。
 - 3 本件契約が終了したにもかかわらず、設置事業者が原状回復をしない場合は、本契約終了の翌日から原状回復完了までの間、設置事業者

は名古屋市に対して広告料相当額の使用損害金を支払うほか、名古屋市に損害が生じた場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第17条 設置事業者は、第10条第3項、第11条第1項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項により損害が生ずることがあっても、その損害に関し名古屋市に賠償を請求することはできない。

2 設置事業者は、この契約を履行するにあたり、名古屋市に損害を与えたときは、設置事業者の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が名古屋市の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。

3 設置事業者は、この契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、設置事業者の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が名古屋市の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。

4 第2項に規定する損害賠償の額は名古屋市と設置事業者との協議のうえで決定する。

5 この契約の履行に関し、第三者との間で生じた紛争については、名古屋市と設置事業者が協議して、その責任に応じて処理解決にあたるものとする。

(危険負担)

第18条 広告掲出設備について、名古屋市へ引き渡す前に生じた損害は、名古屋市の責に帰すべき事由によって生ぜしめた損害である場合を除き設置事業者の負担とする。ただし、天災その他の災害によって生じた損害であって、これをすべて設置事業者が負担することが著しく公正を害すると認められるときは、その一部又は全部を名古屋市の負担とすることができる。

(契約不適合責任)

第19条 名古屋市は、広告掲出設備に瑕疵があるときは、設置事業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、名古屋市は、修補を請求することができない。

(有益費等の放棄)

第20条 設置事業者は、契約期間が満了した場合、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、

必要費及びその他の費用があってもこれを名古屋市に請求することができない。

（著作権等の管理）

第21条 設置事業者は広告掲出設備の設置に際して、著作権等（著作権、意匠権、商標権又はノウハウその他一切の権利を含み、名古屋市の所有であるか否かは問わない。）を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（秘密の保持）

第22条 設置事業者は事業の実施に関し知りえた事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（裁判管轄）

第23条 名古屋市設置事業者間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

（補足）

第24条 この契約の定めるもののほか、設置事業者は、契約規則その他関係法令の定めるところに従うものとし、本契約に定めるものに疑義が生じたとき、また本契約書に定めのない事項については、名古屋市設置事業者協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。ただし、本契約の契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、電子署名を行ったうえ、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

〈住所〉

〈設置事業者名〉

〈設置事業者代表者肩書・氏名〉

談合等不正行為に対する特約条項

(談合その他の不正行為に係る名古屋市の解除権)

第1条 名古屋市は、事業者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 事業者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、名古屋市が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）（以下「契約規則」という。）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 事業者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、名古屋市が契約を解除するか否かにかかわらず、事業者は、請負代金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、請負代金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など名古屋市に金銭的損害が生じない行為として、事業者がこれを証明し、そのことを名古屋市が認めるとき。
 - (2) 前条第1項第2号のうち、事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、事業者が共同企業体であり、既に解散しているときは、名古屋市は、事業者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。

この場合において、事業者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、名古屋市に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、名古屋市は、事業者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

暴力団関係事業者との契約解除

(名古屋市の解除権)

第1条 名古屋市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、名古屋市が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

**昭和区役所庁舎内における壁面広告掲出事業
行政財産使用許可条件**

- 1 本許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料_____円を、別途発行する納入通知書により、指定期日までに納付しなければならない。
- 2 使用期間中に、経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情により、使用料を改定することがある。
- 3 正当な理由がないのに使用料の納付を遅延したときは、税外収入の延滞金の徴収に関する条例（昭和 39 年条例第 3 号）に定めるところにより計算した金額を延滞金として支払うものとする。
- 4 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって使用物件を維持管理しなければならない。
- 5 使用者は、使用物件を表面に記載する使用目的及び用途のため以外に使用してはならない。ただし、事前に変更の申請を書面により提出し、市長の承認を得た場合にはこの限りではない。
- 6 使用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。
- 7 次の各号に該当するときは、本許可を取消し、又は変更することがある。この場合において、使用者に損失が生じても市はその補償をしないものとする。
 - (1) 公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき
 - (2) 以下①～⑧のいずれかに該当したとき
 - ① 政治的又は宗教的用途に供した場合
 - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業その他これに類する業の用途に供した場合（ただし、催事、興行、催し物又は大規模小売店等の新規開店等の際に、近隣の違法駐車対策等の観点から特に必要であると認められる臨時駐車場として使用する場合を除く。）
 - ③ 風営法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途に供した場合
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法律の規定に基づ

き公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者を利する用途に供した場合

⑤ 公序良俗に反するおそれがある場合

⑥ 周辺環境を損なうおそれがある場合

⑦ 名古屋市の事務事業の遂行や当該行政財産の管理上支障の生じるおそれがある場合

⑧ その他使用者が許可条件に違反したと認められるとき

- 8 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用若しくは公共用に供するため使用許可を取り消したとき、又は市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 9 使用者は、使用許可を取り消されたとき、又は使用期間が満了したときは、自己の費用により市長が指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。
- 10 使用者は、その責めに帰すべき事由により使用物件に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、使用物件を原状に回復したときは、この限りでない。
- 11 使用者は、市が行う使用物件の実地調査に協力しなければならない。
- 12 使用者は、使用物件の使用に伴う電話、電気、ガス、水道等の諸設備の利用に必要な経費を負担しなければならない。
- 13 使用者は、使用物件について有益費又は必要費を支出することがあっても、これを市に請求することができない。
- 14 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- (1) 住所又は氏名（法人にあっては所在地、名称又は代表者の氏名）を変更したとき
 - (2) 使用物件が滅失し、又は損傷したとき
- 15 使用期間中に、使用者に相続又は合併があったときは、使用許可を受けた法的な地位は、その相続人又は合併後の団体には承継されない。
- 16 本許可の条項に疑義があるとき、その他使用物件の使用について疑義を生じたときは、すべて本市の決定による。

名古屋市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲出し、又は表示する（以下「掲載する」という。）ことをいう。
- (3) 局長 名古屋市事務分掌条例（昭和22年条例第16号）第1条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第3条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持つるものでなければならない。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適当であると認められるもの

(広告掲載に関する定め)

第5条 局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告に

については、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の範囲
- (3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (4) 広告掲載料
- (5) 広告の募集方法及び選定方法
- (6) 審査機関
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項
(広告掲載に関する審査)

第6条 局長は、広告媒体に掲載する広告の可否等を審査するため、審査機関を設ける。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年9月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

名古屋市広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、所管局が広告媒体への広告掲載の可否を判断する場合に必要な基準を作成するにあたり、参考基準として定めるものである。

(規制業種又は事業者)

第2 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する風俗営業
 - (2) 風俗営業類似の業種
 - (3) 消費者金融
 - (4) たばこ
 - (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
 - (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
 - (7) 占い、運勢判断に関するもの
 - (8) 興信所・探偵事務所等
 - (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
 - (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
 - (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
 - (12) 暴力団関係事業者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。）
 - (13) 各種法令に違反しているもの
 - (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (掲載基準)

第3 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの

- ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現（誇大広告）（掲載に際しては掲載に際しては根拠となる資料を要する。）、根拠のない表示や誤解を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等
- イ 射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表現
- ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の内容が明確でないもの
- ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブルについて過度に購入をあおる表現
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (4) 前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不適当であると認められるもの
- (個別の基準)
- 第4 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成するものとする。
- (ウェブサイトに関する基準)
- 第5 ウェブサイトへの広告に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該に広告が直接リンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

昭和区広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市昭和区役所（以下「昭和区」という。）が所管する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、名古屋市広告掲載要綱及び名古屋市広告掲載基準に定めるほか、必要な事項を定めるものである。

(広告媒体の種類)

第2条 この要綱において、広告媒体とは次の各号に掲げるものをいう。ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ広告掲載が可能か昭和区広告審査会（以下「広告審査会」という。）の承認を受けたものに限る。

- (1) 昭和区が作成する印刷物
- (2) 昭和区公有財産
- (3) 名古屋市公式ウェブサイト内にある昭和区ホームページ
- (4) その他昭和区が別に定めるもの

(広告の掲載基準)

第3条 名古屋市広告掲載基準に定めるもののほか、広告媒体の公共性、中立性又はその品位を損なう等、掲載するのがふさわしくないものは、広告媒体への掲載を行うことができない。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、広告媒体を所管する課（以下「所管課」という。）の長（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合は、所管する部長級の者）が、次に掲げる事項を記載した募集要領を定めて行うものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 広告掲載料（次項に該当する場合を除く）
- (4) 広告の募集対象
- (5) 広告の申込み手続（申込書の様式を含む）
- (6) 広告の選定方法
- (7) 広告掲載手続
- (8) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

2 所管課の長は、広告掲載の通知を受けた者（以下「広告主」という。）の負担により広告を掲載した広告媒体の納入をもって広告掲載料の徴収に代え、広告を募集することができる。ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けなければならない。

- 3 広告の募集は、原則として公募によるものとし、名古屋市公式ウェブサイト等により行う。

(広告の掲載の申込み)

第5条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、募集要領に定められた申込書により、申込みを行う。

- 2 広告掲載希望者には、広告の取次ぎを営業とするもの（以下「広告代理業者」という。）を含む。

(広告掲載の決定等)

第6条 所管課の長は、あらかじめ広告審査会の承認を受け、広告掲載の可否を決定する。

- 2 前項の決定を行うに当たり、所管課の長は広告掲載希望者に対し追加の資料の提出を求めることができる。

- 3 所管課の長は、広告掲載希望者に対し第1項の決定内容を書面により通知するものとする。

(広告原稿の作成等)

第7条 広告の原稿は、広告主の責任及び負担において作成し、指定された期日までに所管課の長へ提出しなければならない。

- 2 広告主のうち、広告代理業者が他の者（以下「広告依頼者」という。）にかかる広告を掲載しようとする場合は、所管課の長を通じ広告審査会の承認を受けなければならない。

(広告掲載料の納付等)

第8条 広告主は、広告掲載の決定後、広告掲載料を所管課の長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、別に定めるところにより、分割して定期前納することができるものとする。

- 2 所管課の長は、前条における広告掲載料の納付確認後、広告掲載手続きを行うものとする。

(広告内容の変更)

第9条 広告の内容、デザイン等（以下「広告の内容等」という。）が、第3条に該当していると認められる場合には、所管課の長は速やかに期日を定め、広告主に対しその広告の内容等の改善を求めるものとする。

- 2 前項の規定により改善を求められた広告主は、指定された期日までに広告の内容等を改善した広告の原稿を、所管課の長へ提出しなければならない。

(広告掲載の取止め)

第10条 所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告主に事前に通知した上で、当該広告の掲載を取止めるとともに、広告掲載の決定の取り消し又は変更を行うものとする。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
- (2) 指定した期日までに広告の原稿の提出が行われない場合
- (3) 前条の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合
- (4) その他広告掲載が不適當であると判断したとき

2 所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、当該広告の掲載を取止めるとともに、広告掲載の決定の取り消しを行うものとする。

- (1) 広告主が、名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合又は同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合

- (2) 前号に該当すると判明した場合

3 前 2 項の規定により広告の掲載を取止めた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

4 所管課の長は、広告掲載の取止めの可否の決定に際し、必要に応じて広告審査会の開催を申し出ることができる。

（広告掲載の取下げ）

第 11 条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げることができる。ただし、現物納付後又は印刷物の印刷終了後においては、取下げはできないものとする。

2 前項の規定により、広告掲載の取下げを希望する広告主は、書面にて速やかに所管課の長に申し出るものとする。

3 第 1 項の規定により広告主が広告掲載を取下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

（広告掲載料の返還）

第 12 条 広告掲載期間を設定した場合、広告主の責に帰さない理由により 1 月を超える期間連続して広告の掲載ができなくなった場合は、納付済みの広告掲載料の一部を返還する。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を停止した日から起算して 1 月を超えた日の属する月から、広告の掲載を再開した日の前日の属する月までの月額 of 広告掲載料の合計額とする。

3 前項の場合の広告の掲載の再開とは、広告の掲載が再開した状態が 24 時間連続した場合をいうものとする。

（広告主の責務）

第 13 条 広告主は、広告の作成、デザイン、内容その他当該広告に関する一切の責任を負う。

- 2 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等にかかる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。
- 4 広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。
- 5 広告主は、自己の責に帰す理由により、広告内容の変更、広告の取止め及び取下げ等を行う必要がある場合は、その際生じるすべての経費を負担するものとする。

(協議)

第 14 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(昭和区広告審査会の設置)

第 15 条 広告掲載希望者、広告主、掲載する広告及び広告依頼者が適正であるか、又は広告の掲載手続きが適正に執行されているか等を審査するほか、名古屋市企画提案型広告掲載要綱に定める企画提案型広告に対する意見書の審査をするため、広告審査会を設置する。

- 2 前項の広告審査会は、その所掌事務に応じ、第一審査会、第二審査会とする。ただし、第二審査会の委員長は第二審査会の所掌事務について、広告又は表示の特殊性、重要性等を勘案して必要と認めるときは、第一審査会に付議することができる。
- 3 広告審査会の委員長及び委員は別表に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 4 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代理する。
- 5 広告審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。
- 6 委員長は、広告審査会の開催を省略し、議案を各委員に回議する方法により審議することができる。ただし、所管課の長からの申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときには、広告審査会を開催するものとする。
- 7 広告審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 8 広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 9 委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外のものの出席を求め、説明を聞くことができる。

10 広告審査会の庶務は、昭和区役所企画経理課が行う。

(その他)

第16条 その他広告掲載につき必要な事項は昭和区長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月8日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

名称	組 織		所 掌 事 務
	委 員 長	委 員	
第一審査会	区政部長	福祉部長 保健福祉センター所長 総務課長 企画経理課長 委員長の指名する職員	所管の公有財産、物品 その他の資産への広告 の掲出又は表示の決定 に関すること。
第二審査会	総務課長	企画経理課長 地域力推進課長 民生子ども課長 保健福祉センター健康安全課長 委員長の指名する職員	所管の公有財産、物品 その他の資産への定例 的な広告の掲出又は表 示の決定に関するこ と。

(注) 第一審査会及び第二審査会において、議案提出課長は当該審議から外れるものとする。

(注) 第二審査会において、総務課が議案提出課となる場合は、企画経理課長が委員長となるものとする。